

あいちの農林水産物と食文化の魅力発信事業委託業務仕様書

1 業務目的

2026年9月から開催される「アジア・アジアパラ競技大会」において、大会関係者や県民・市民が交流する機会となる「文化プログラム主催事業」にブースを出展して、国内外の方々を対象として愛知県産農林水産物（以下、「県産農林水産物」という）の知名度を向上させるため、その魅力を発信し、今後の販路拡大につなげる。

また、大学生等とともに本県の食文化を体験するブースを出展し、本県の郷土料理や食文化に関する県民への理解醸成を図る。併せて、この経験を生かして参画した大学生等を食育の担い手として育成する。さらに、ブース出展後に、その大学生等が食育の推進方法等を検討するワークショップを開催し、今後の食育推進施策の改善につなげていく。

2 業務概要

(1) 開催日時

- ・大会の開催期間中の5日間（延べ7日間）
 - ・ブース出展時間は、1日あたり7時間程度とする。
- ※具体的な日時は、契約後、委託者が伝えるものとする。

(2) 開催場所

- 「アジア・アジアパラ競技大会」関連施設2か所（いずれも名古屋市内）
- ※開催場所の詳細は、契約後、委託者が伝えるものとする。

(3) 業務内容

ア 全体運営

「文化プログラム主催事業」におけるブース出展やその後のワークショップ開催にあたり、企画から調整、運営、演出、維持管理、撤去までのイベント全般に関する業務を実施する。

イ 業務委託完了報告書の提出

実施内容をまとめた業務委託完了報告書を作成し、提出する。

(4) 契約期間

契約締結日（2026年4月中旬予定）から2027年2月26日（金）までとする。

(5) 支払条件

精算払いとする。

3 業務内容

(1) 県産農林水産物の魅力発信（会場A・会場B）

県産農林水産物の知名度を向上させ、販路拡大につなげるため、大会関連施設2か所（会場A及び会場B）にブース出展し、ブースに来場する国内外からの来訪者（競技観覧者、大会関係者、県民、海外メディア等）に対して、以下のプロモーションを実施する。

なお、ブース内では、④(ア)に記載の各品目の説明ができ、英語での対応が可能な人材の配置に配慮すること。

①期間：大会期間中のうち、延べ7日間（うち、会場A：4日 会場B：3日）

②会場の概要（予定）

(ア) 主な来場者

- ・会場A：外国人等
- ・会場B：日本人等

(イ) ブースの仕様 ※ブースは、予め主催がテント等を設置する。

- ・会場A：屋内、ブースの広さ（目安）W4.0m×D4.0m×H2.4m
- ・会場B：屋外、ブースの広さ（目安）W3.6m×D2.7m×H2.0m 床平台付き

(ウ) 使用可能備品

- ・会場A：保管庫 1台 W880mm×D515mm×H880mm
テーブル 2台 W1.5m×D0.6m×H0.7m（白ビニールクロス有り）
いす 2脚
- ・会場B：保管庫 1台 W880mm×D515mm×H880mm
テーブル 2台 W1.5m×D0.6m×H0.7m（白ビニールクロス有り）
いす 2脚

(エ) その他設備（会場A・B共通）

1,500W以内の電気使用可、給排水設備なし

③ブース出展数：1日あたり1ブース（ただし、2日間は2会場両方で出展する）

④内容

(ア) 県産農林水産物の試食・試飲

ブース来場者に対して、県がブランド力強化に取り組んできた県産農林水産物（抹茶、日本なし、牛肉（黒毛和種）、鶏肉、うなぎの5品目）の試食・試飲を以下により実施すること。

- a 提供する食数は5品目で延べ11,200食以上とすること。なお、以下の3品目については、定めた提供数を超えること。
- 牛 肉：5日間で延べ1,400食
 - 鶏 肉：5日間で延べ2,000食
 - うなぎ：5日間で延べ1,800食
- b 県産農林水産物の知名度向上につながる効果的なPRとすること。

(イ) アンケート調査の実施

ブース来場者のうち、試食・試飲した者を対象として、試食・試飲品目に係るアンケートを以下のとおり実施し、分析を加えて結果をとりまとめること。

- a 項目は、試食・試飲品目ごとに作成すること。
- b 外国人向け（英語）と日本人向け（日本語）を作成すること。
- c アンケート数は、試食・試飲者の3割以上とすること。
- d 県産農林水産物等をPRできるノベルティグッズを製作し、アンケート協力者に配付すること。

(ウ) 動画によるPR

試食・試飲した県産農林水産物の魅力を来場者の記憶に留めるため、PR動画を制作の上、出展ブースにデジタルサイネージを配置して放映すること。制作するPR動画は以下のとおりとする。

- a 全ての品目が含まれる3分程度のもの。
- b 1品目あたり30秒のもの（5品目作成）。
- c 各動画に英語の字幕をつけること。

(エ) 着ぐるみによるPR

試食者等を出展ブースへ呼び込むため、「いいともあいち運動」のシンボルマーク「あいまる」を装飾した着ぐるみを1体以上、以下のとおり制作すること。

- a 着用者の頭部を「あいまる」のデザインとすること。
- b 「あいまる」は、公式デザインの色や形を変更しないこと。
- c 頭部以外は、身動きが容易なデザインとすること。

(2) 食文化の魅力発信等（会場B）

本県の郷土料理や食文化に関する県民への理解醸成を図るため、大学生等とともに大会関連施設1か所（会場B）において本県の郷土料理等を体験するブースを出展し、ブース来場者に対しプロモーションを行う。また、大学生等が郷土料理等の体験プログラムを実施することで、若い世代における食育の担い手の育成にもつなげていく。

また、ブース出展後は、プロモーションに参画した大学生等を対象とした今後の食育の推進方法等について検討するワークショップを開催する。

ア 食文化等のプロモーション

ブースの来訪者に対して食文化等のプロモーションを行うための体験プログラム等を企画し、必要な準備を行う。また、新たな食育の担い手を育成するため、体験プログラムのスタッフとして、大学生等を募集・選定するとともに、大学生等が当日、円滑にプログラムを実施出来るよう支援する。

①期間：大会期間中のうち、3日間（3(1)①会場Bの出展日と同日）

②会場の概要（予定）

- (ア) 3(1)②の会場Bと同様。ただし、電気及び給排水設備なし。
- (イ) 3(1)②のブースと隣接して配置する予定。

③ブース出展数：1日あたり1ブース

④内容

- (ア) 以下の体験プログラム（2種）を行うこと。
 - 郷土料理の食品サンプル作り体験（1回5人程度、所要時間は20分以内を想定）
 - 発酵調味料の味比べ体験（試食・試飲など）（400食/日を想定）
- (イ) 愛知県の郷土料理や食文化を紹介するリーフレットを作成し、配付すること。
（A4両面、フルカラー、9,000部 想定）
- (ウ) 本県の郷土料理や食文化の特徴等の学びにつながること。
- (エ) プロモーションの内容を検討する際は、「あいちの郷土料理レシピ50選」を参照すること。
(<https://www.pref.aichi.jp/shokuiku/shokuikunet/mind/local.html>)

(オ) 体験プログラムは、⑤で募集・選定する大学生等（以下、「参画大学生等」という）が中心となって実施できるよう、必要な支援を行うこと。

⑤大学生等の募集・選定、連絡調整等

(ア) 参画大学生等は、1グループ4名程度で計3グループとなるよう募集、選定すること。参画大学生等は体験プログラムの実施に1日参画するほか、後述するオリエンテーションやワークショップにも対応できる者を選定すること。また、選定にあたっては、特定の大学に偏らないよう、バランスに配慮すること。なお、選定にあたっては県の意見に従うこと。

(イ) 参画大学生等が、第5次愛知県食育推進計画や本県の食文化、体験プログラムの内容等について学ぶためのオリエンテーションを1回開催すること。会場は県庁会議室を使用することも可とする。なお、食育推進計画や食文化の説明は県が対応する。

(ウ) 応募者及び参画大学生等への連絡調整を行うこと。

(エ) オリエンテーションや体験プログラムの実施、後述するワークショップの参画に係る交通費、謝礼等について、必要経費を参画大学生等へ支給すること。なお、一括して支給することも可とする。

イ 大学生等による食育啓発手法の検討

若い世代における食育の担い手の育成や第5次愛知県食育推進計画を踏まえた食育の効果的な啓発手法を検討するため、参画大学生等を対象に、ワークショップを開催する。ワークショップでは、円滑に進行できる適切な人員を配置するとともに、必要な資材を準備すること。

①期間：大会終了後、12月末までに1回（半日を想定）

②会場：名古屋市内（県庁会議室を使用することも可とする。）

③内容

(ア) 「ア 食文化等のプロモーション」で体験プログラムを実施した参画大学生等により、若い世代・働き世代に向けた食育の効果的な啓発に向けたアイデアや手法等について検討するワークショップを運営すること。

(イ) ワークショップは、参画大学生等の選定時に設定したグループによるグループワーク形式で進めること。

(ウ) 検討を円滑に進めるため、ファシリテーターを配置すること。

(エ) ワークショップで得られた意見を資料にまとめ、1月末までに県へ提出すること。

4 実績報告書の提出

(1) 提出時期及び提出部数

委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書（成果報告書を含む。）を契約期間内に提出すること。

ア 委託業務実績報告書（A4版、横書き） 2部

イ 委託業務実績報告書の電子データ 1式（CD-ROM等）

ウ PR動画等の電子データ一式

エ 試食者へのアンケート調査集計及び分析結果一式

(2) 納入場所

食育消費流通課

(3) その他

委託業務実績報告書は、県と内容を検討の上、作成すること。

5 委託業務全体の留意事項

- (1) 受託者は、本業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務が円滑に進められるよう、定期的に県と連絡調整を行うこと。また、事業の進捗状況について、随時、食育消費流通課に報告を行うこと。
- (2) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、県と十分な打ち合わせを行うとともに、県の承認を得た上で業務を実施すること。また、打ち合わせのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたり、県から指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- (4) この仕様書に記載のあるものを除き、本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は受託者が負担することとする。
- (5) 著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を始め、本業務に関する一切の権利は、愛知県に帰属するものとする。成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。また、受託事業者は、第三者の著作権の権利を侵害していないことを保証すること。
- (6) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項、仕様書及び企画提案書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従わなければならない。
- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、県の許可なく他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (8) 試食・試飲の実施にあたっては、食品衛生法をはじめ、関連する法律を遵守するとともに、ブース出展場所を所管する保健所等の指導に従うこと。
- (9) ブース内等での事故や食中毒等の不慮の事態に備え、一般来場者、参画大学生等、運営スタッフ等の関係者に対し、傷害保険や生産物賠償責任保険等の必要な保険に加入すること。
- (10) 本業務の実施に係る会場との調整、クレーム、トラブルへの対応等を行うこと。
- (11) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者とが協議して決めることとする。